

横浜地域調達情報

令和6年5月7日公表 調達番号：横24025号

件名：USBメモリ等の購入【概算総価】（旭警察署）

見積書提出期限：令和6年5月16日（正午） 見積書提出場所：調達課 調達グループ

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
1	別紙1のとおり						契約締結日 ～ 令和6年9月30日	旭警察署 会計課2階 (横浜市旭区本村町33-5) エレベーターなし

特記事項

1 契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については増減する可能性がある。
2 見積金額は1品目あたりの消費税抜きの単価に、それぞれの予定数量を乗じた金額の合計金額（概算総価）とする。
3 見積金額は、単価、総価ともに小数点以下第4位まで記載できるものとする。
4 見積書の余白部分に見積金額の100分の110に相当する金額を記載すること（1円未満の端数が生じたときは小数点第5位以下切り捨て）。
5 詳細は、別紙2「仕様書」のとおり。

同等品の確認の連絡先

所属	旭警察署
担当者	横山
電話 FAX	045-361-0110（内線232） 045-361-0110

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位
1	USBメモリ	不問	8GB スライド式 USB3.0対応	-	120	個
2	USBメモリ	不問	16GB スライド式 USB3.0対応	-	70	個
3	USBメモリ	不問	32GB スライド式 USB3.0対応	-	70	個
4	SDHCメモリーカード	エレコム	8GB MF- MS008GU11R	可	1	個
5	SDHCメモリーカード	エレコム	16GB MF- MS016GU11R	可	13	個
6	SDHCメモリーカード	エレコム	32GB MF- MS032GU11R	可	5	個
7	CD-R	Verbatim	SR80SP10V1 10枚入 薄 型ケース入り	可	1	パック
8	DVD-R	Verbatim	DHR47JP10V1 10枚入 薄型ケース入り	可	1	パック
9	BD-R	不問	25GB HIDISC 10枚入 薄型ケース入り	-	1	パック
10	インクボトル	エプソン	YAD-BK	否	3	本
11	インクボトル	エプソン	HAR-C	否	8	本
12	インクボトル	エプソン	HAR-M	否	8	本
13	インクボトル	エプソン	HAR-Y	否	6	本
14	インクカートリッジ	エプソン	ICBK82	否	2	個
15	インクカートリッジ	エプソン	ICCL82	否	1	個
16	メンテナンスボックス	エプソン	PXMB5	否	3	個
17	インクボトル	エプソン	KEN-MB-L	否	25	本
18	インクボトル	エプソン	TAK-PB-L	否	24	本
19	インクボトル	エプソン	TAK-C-L	否	31	本
20	インクボトル	エプソン	TAK-M-L	否	35	本
21	インクボトル	エプソン	TAK-Y-L	否	29	本
22	メンテナンスボックス	エプソン	EPMB1	否	12	個
23	トナーカートリッジ	ブラザー	TN-27J	否	1	個
24	印画紙	キャノン	SD-201L400 L版 400 枚入	可	120	箱

# 仕様書

- 1 件名  
USBメモリ等の購入【概算総価】
- 2 契約期間  
契約締結日から令和6年9月30日まで  
ただし、発注期間は契約締結日から令和6年9月20日までとする。
- 3 品目及び規格  
別紙1のとおり
- 4 契約方法  
単価契約とする。
- 5 発注方法及び納入期限  
発注は、おおむね月1～2回程度とし、ファクシミリで行う。発注日の翌日から起算して10日以内に納入すること。ただし、発注日の翌日から起算して10日後が「神奈川県の日を定める条例」に規定する休日に当たる場合は、その翌開庁日までとする。
- 6 納品場所及び納品方法
  - (1) 旭警察署（横浜市旭区本村町33-5）内2階会計課まで納品すること。
  - (2) 納品の際には、物品とともに「納品書」（宛名（旭警察署長）、納品年月日、納品場所（旭警察署）、商号、代表者役職氏名及び納品される物品の品名、規格、数量、単価、金額を記載）を提出すること。
  - (3) 納入品に不適合品があったときは、直ちに代替品を再納品すること。
- 7 代金の支払い等  
受注者は、1ヶ月分の納品数量をとりまとめて翌月に請求するものとし、請求金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。  
なお、発注者は受注者から適法な請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。
- 8 配送方法  
自動車を使用して物品等を配送する場合は、低公害車（神奈川県庁内グリーン配送実施指針2（4）に規定する「低公害車」をいう。）の使用及びエコドライブ（同指針2（5）に規定する「エコドライブ」をいう。）を実施すること。
- 9 その他  
本契約の締結にあたり、次の条件が付されることに同意したとみなす。
  - (1) 業者調査への協力
  - (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）に基づく契約解除等
  - (3) 契約の履行遅滞に関しては、天災地変でやむを得ないと認められる場合、又は発注者側の都合による場合を除き、履行期限の翌日から起算して遅延日数1日につき契約締結日の神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）第33条第1項の規定に定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した額の違約金を徴する。
  - (4) 県へ物品の販売をする場合、原則、契約情報として「契約相手方（法人名及び代表者氏名又は個人氏名）」などを県ホームページで公表する。  
※（1）及び（2）に係る契約条件の詳細は神奈川県ホームページ（<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/cnt/f100447/>）を参照。